

新旧対照表

○神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則

新	旧
<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第1条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第9条の規定に基づき、遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を環境農政局農水産部水産課内、横須賀三浦地域県政総合センター内、湘南地域県政総合センター内及び県西地域県政総合センター内に置く。</p>	<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第1条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第8条の規定に基づき、遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を環境農政局農水産部水産課内、横須賀三浦地域県政総合センター内、湘南地域県政総合センター内及び県西地域県政総合センター内に置く。</p>